

日薬情発第 179 号  
令和 5 年 1 月 23 日

都道府県薬剤師会 担当役員殿

公益社団法人日本薬剤師会  
副 会 長 渡 邊 大 記

### 電子処方箋の運用開始に係る情報提供について（その 2）

平素より本会会務にご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「令和 5 年 1 月 13 日付け日薬情発第 173 号にてご案内のとおり、1 月 26 日より電子処方箋管理サービスの運用が開始され、電子処方箋を応需できるシステムの導入を完了した薬局より、随時、電子処方箋に基づく調剤が可能となります。

電子処方箋管理サービスの運用開始に伴い、徐々に発行医療機関も増加し、薬局で電子処方箋を受け付ける機会も増えてくることが想定されますが、当面の間は処方箋の発行形式に関し 3 つのパターンが想定されます。

- ① 「電子処方箋」
- ② 電子処方箋対応医療機関発行の「紙の処方箋（引換番号記載）」
- ③ 従来通りの「紙の処方箋」

上記の 3 パターンについて、別添 1 に要点を整理しましたので、十分ご理解いただいた上で、日常業務にご対応いただきます様お願いいたします。

また、厚生労働省より電子処方箋対応施設のリストがホームページで公表されました。



([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen\\_taioushitsu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_taioushitsu.html))

本リストは各施設による医療機関等向けポータルサイトへの登録情報（電子処方箋運用開始日）に基づき随時更新されますので、対応施設となった場合は速やかに登録情報の更新をお願いいたします。

引き続き、本会やシステム事業者等の情報も参考としながら、着実なシステム導入にご協力賜りますよう、会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

# 別添 1 電子処方箋管理サービス開始後に発行される処方箋の運用（電子処方箋（紙の処方箋を含む））

令和5年1月 日本薬剤師会作成

		患者が薬局へ持参するもの (※)	原本	薬局での見分け方	応需可能な薬局		処方箋情報の取得	重複投薬等チェック	調剤結果の登録	HPKI	運用開始後の取扱い
					電子処方箋管理サービス対応の薬局	それ以外の薬局					
A	電子処方箋	引き換え番号が記載された「処方内容（控え）」 	電子	「処方内容（控え）」は（用法が無い等）処方箋の体裁をしていない	○	×	電子処方箋管理サービスから電子処方箋を取得（控えは患者に返却）	電子処方箋管理サービス上でチェックがかかる	電子処方箋管理サービスに登録	必須	対応可能な施設（地域の状況等を考慮）からこの段階に移行
B	電子処方箋管理サービスを用いている医療機関から発行された紙の処方箋	引換番号が記載された「紙の処方箋」 	紙	「電子処方箋対応」の旨と「引換番号」の印字有	○	○	電子処方箋管理サービスから処方箋情報注)を取得することができる注) 処方箋自体ではない（紙が原本）。	電子処方箋管理サービス上でチェックがかかる	電子処方箋管理サービスに登録	任意	2023/1/26～は、この段階から開始する施設があると思われる
							上記の他、従来通り（二次元コードや手入力等）の運用も可能。		－ （従来通り、薬局のシステムや薬剤師によるチェック）		
C	紙の処方箋	紙の処方箋	紙	－	○	○	－	－ （従来通り、薬局のシステムや薬剤師によるチェック）	電子処方箋管理サービスに登録	任意	電子処方箋のメリットを最大限活用するため、紙の処方箋で対応する場合であっても、処方・調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録することが重要。

(※) マイナンバーカード（保険証利用登録されたもの）の持参の有無により処方箋受付時のオペレーション等が異なります。

詳細は「薬局向けオンライン資格確認等運用マニュアル（医療機関等向けポータルサイト）」も参照のこと

[https://www.iryohokenjyoho-portal.jp/download/docs/nyouyou\\_manual\\_pharmacy.pdf](https://www.iryohokenjyoho-portal.jp/download/docs/nyouyou_manual_pharmacy.pdf)

令和5年1月20日（金）

【照会先】

医薬・生活衛生局 総務課

企画官 伊藤 建

課長補佐 栗田 佑輔（内線 4204）

（代表電話）03-5253-1111

（直通電話）03-3595-2377

報道関係者各位

## 電子処方箋対応施設のリストの公表について

厚生労働省では、国民の皆様が電子処方箋に対応する医療機関や薬局を確認できるよう、電子処方箋に対応する医療機関・薬局のリストを以下の HP で公表することとしました（令和5年1月15日時点。以降、随時掲載情報を更新予定です。）。

■厚生労働省 電子処方せん対応の医療機関・薬局についてのお知らせ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen\\_taio\\_ushisetsu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_taio_ushisetsu.html)

厚生労働省では、引き続き、システム導入施設の拡大を図ってまいります。